

委員会 レポート

議案をより深く審査するため、2つの常任委員会に分かれ、必要な資料を求め、質疑しました。

総務民生委員会

委員長…浦崎みゆき 副委員長…金城好春
委員…新垣由雄・大城勝・大宜見洋文
照屋仁士・赤嶺奈津江・大城毅

学童クラブへ周知徹底を

問 なぜ学童クラブ支援員等処遇改善事業補助金に返還が生じたのか。

答 原因として、町、学童クラブ両方に補助金交付要件の理解不足が認められる。学童クラブに対して、平成28年8月に補助金交付要綱の説明会を開催し認識を同じくした。平成29年3月の実績報告時に、疑義が生じたことから県へ照会を掛け、補助対象外となる事案があり返還が生じた。

問 返還の対象となった施設数や金額はいくらか。

答 実績報告の結果、15施設で



総務民生委員会の会議の様子

返還金合計額が1787万円である。

国保会計の赤字解消は

問 国保特会の赤字分の補てんは翌年度会計から繰上充用し対応しているが、県に単一化される次年度以降も町の裁量で繰上充用することができるとの。

答 町の裁量として繰上充用できる。平成30年度から6年間で赤字を解消する予定である。

各年度国保決算状況

年度	歳入	歳出	差引額
H24	43億8,073万円	46億1,920万円	▲2億3,847万円
H25	44億 809万円	49億 150万円	▲4億9,341万円
H26	44億5,042万円	52億1,276万円	▲7億6,234万円
H27	50億1,809万円	61億7,547万円	▲11億5,738万円
H28	49億9,383万円	63億9,083万円	▲13億9,699万円

繰上充用とは・・・

地方公共団体の会計年度における歳出はその年度の歳入をもってこれに充てなければならぬと定められている。しかし、その年度に収入予定であった歳入を確保できず、歳出に対して歳入が不足することがある。現行の法制度では赤字決算を予期していないことから会計年度が経過した後に歳入が不足する時は翌年度の歳入で不足分を補てんすることができるとされている。

こども医療費補助金減額は

問 こども医療費助成の現物給付が始まり補助金の現額措置を受けている。今後の動向をどう分析しているか。

答 コンビニ受診と分析される医療費の伸びは見られない。そのため減額措置を適用した分を県へ撤回するよう要請の準備を進めている。また、現物給付により歯科受診が伸びていることから子どもの貧困対策も効果がでている。